

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定によりいちき串木野市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和4年12月28日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和4年12月28日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス串木野日出店

いちき串木野市上名字釜牟田282番 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出事項の新設に関する届出

令和4年9月21日

3 意見の概要

(1) 騒音等に対する事項

周囲の自然環境、市民生活に影響を与えないように留意すること(排水、騒音、振動、悪臭等)。

(2) 交通に対する事項

関係車両は道路上に駐車しないように指導・周知に努めるとともに、イベント開催時等、混雑が予想される場合においては、交通整理員の適切な配置を行うなど安全対策を講ずること。

(3) その他の事項

ア 立地箇所が農地の場合は、必ず所定の手続きを行うこと。

イ 当該地には、周知の埋蔵文化財はありませんが、発見した場合には、遅滞なくいちき串木野市教育委員会社会教育課へ届け出ること。